

### 3. 社会資本整備の新たな展開に対する取り組み

#### ◇新たな圏域整備における課題の検討

- 開発中心の全国総合開発計画（全総計画）に代わる新計画の在り方を定めた国土形成計画法が今年7月成立した。

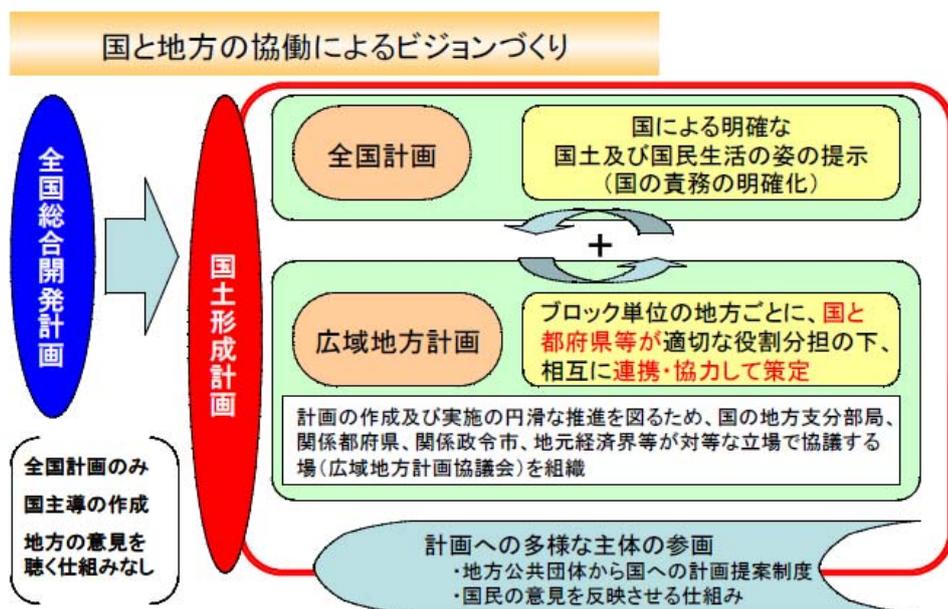
新計画は、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、国土総合開発計画について、名称を国土形成計画に改めるとともに、計画事項の拡充、都道府県等による提案制度及び広域地方計画の創設等を行うほか、国土利用計画、各大都市圏の整備に関する計画及び各地方の開発促進計画との調整のための所要の改正等を行うものである。

#### 四国の現状と課題

四国地方は台風常襲地帯であり、急峻な地形と脆弱な地質のため常に水害や土砂災害の危険にさらされる一方で、毎年渇水被害に見舞われている。加えて、今後30年以内に50%程度の確率でマグニチュード8規模の南海地震が発生すると予測されている。さらに、全国より約10年早いペースで高齢化が進んでおり、特に過疎地域と重なる中山間地で高齢化が顕著。四国に住む誰もが「安全で安心、いきいきと暮らせる地域づくり」を目指し基盤施設の整備及び保全に取り組む必要がある。

また、本四3架橋の完成などにより四国内外の交流は拡大したものの一方で他地域等との競争が激化しており、四国8の字ネットワークなどの道路整備を進め、その効果を最大限に発揮させつつ、四国の英知を結集し広域的な交流や連携を図るなど、四国の魅力ある自立性を発揮する取り組みを進め、自立的に発展する四国を目指した取り組みを進める。

四国地方整備局においてこれらの状況を踏まえ、平成18年度から地元経済界学識経験者で組織された協議会を発足させ、四国ブロックにおける圏域形成の方向性と課題について議論を行う予定である。



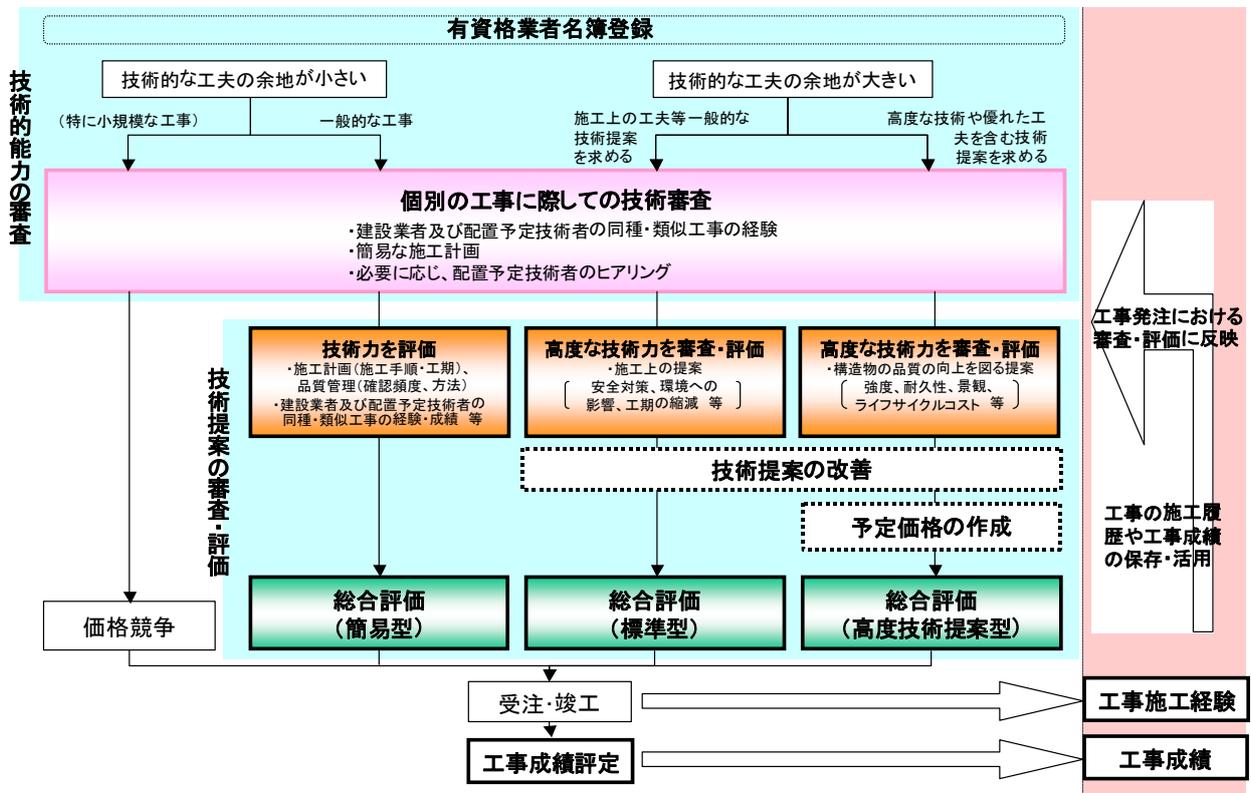
## ◇公共工事の品質確保の促進

### ◆公共工事の品質確保の促進に関する法律

法律に基づき、四国の公共工事の品質確保に向けた取り組みを積極的に実施する。

法律のポイント

- ・公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
- ・「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換
- ・発注者をサポートする仕組みの明確化



※技術提案: 一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。

技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

※審査: 施工能力の適格性を確認する。 評価: 技術提案の点数付けを行う。

### ◆四国地方整備局の取り組み

#### ●「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換

- ・総合評価方式の適用拡大  
技術力の評価、活用を重視した総合評価方式を大幅に導入する。
- ・一般競争入札方式の拡大  
更なる透明性確保のため2億円以上の工事に「条件付き一般競争入札方式」を導入する。

### ●発注者をサポートする仕組みの明確化

四国地方整備局と四国四県及び主要市は連携して公共工事の品質確保の推進に向け、平成17年1月に「公共工事品質確保促進連絡会議」を設置して、発注手続き、発注者の技術向上の研究や支援策等の協議、検討を進めている。

平成18年度は、市町村のレベルまで公共工事の品質確保を普及させるため、体制の脆弱な市町村に対する具体的な発注者支援策を立案し実施するものとする。

- ・ 発注者間で工事成績評定を共有するための支援
- ・ 価格と品質に優れた調達方式の導入支援
- ・ 公益法人などの関連機関を活用した技術支援
- ・ 周知、広報、相談窓口等の充実 など

### ◆四国地方整備局新技術活用評価委員会

- 四国の特性を生かした地域づくりを目指して、「四国地方整備局新技術活用評価委員会」を設置し、新技術の積極的な公募、試行、評価を行い、四国にふさわしい社会資本整備とあわせて、公共工事のさらなる品質確保、コスト縮減を推進する。

